

保育所等の利用申込みに関する質問

◇施設選びに関すること

Q 保育所等はどのような基準で選べばよいですか。

A. ご自宅や、職場の近く、保育方針等、ご家庭によって選択理由は様々です。

また、副食費、延長保育の時間や利用料、行事等は各園で異なりますので、あらかじめご確認ください。

Q 保育所と認定こども園、地域型保育の違いは何ですか。

A. 保育所とは、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育をする施設です。

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

※幼稚園部への入園をご希望の場合は、園に直接申込みが必要です。

地域型保育とは、保育所より少人数の単位で、2歳児クラスまでの子どもを保育する事業です。

Q 公立と私立の違いは何ですか。保育料は異なりますか。

A. 公立施設は市が運営し、私立施設は市以外の社会福祉法人、学校法人、株式会社または個人等が運営しています。入所については、市が決定を行います。保育料は、公立も私立も同じです。

ただし、実費でご負担いただく父母の会の会費、主食・副食費、延長保育料等は各園によって異なります。帽子、制服、道具箱、絵本等の購入がある園もありますので、詳しくは各園に直接お問い合わせください。

◇申込み・入所に関すること

Q 空きがない園でも申込みは可能ですか。また、1園のみ希望することはできますか。

A. 転園・退所等で空きが出た場合、受入れできる可能性があるため、申請時点の受入れ状況にかかわらず利用の希望があれば申請を行ってください。また、ご希望の園が1園のみであれば、1園のみご記入ください。ただし、1園のみのご希望であっても、利用調整の優先度に影響はありません。

Q 保育所等の利用調整は、誰が何に基づいて行うのですか。

A 周南市子ども・子育て支援法等施行細則第18条に基づき、各施設の受入れ状況に応じて、市が利用調整を行います。

Q 現在育児休業中ですが申込みは可能ですか。

A. 可能です。ただし、入所希望月に復職することが条件です。申し込む際に、就労証明書の復職(予定)年月日で確認させていただきますので、記入漏れのないように、ご注意ください。

Q 育児休業期間が終了するタイミングで保育所に申し込んだのですが、利用保留になりました。育児休業給付金の延長はどのように手続きしたらよいですか。

A. 手続きや必要書類については、勤務先の担当者またはハローワークにお問い合わせください。

Q 今現在は就労していませんが、勤務先が内定しています。就労要件で申込みが可能ですか。

A. 入所希望月からの就労が内定していて、就労証明書をご提出いただける場合は、申込みが可能です。内定状態で就労証明書の記入が困難な場合は、こども保育課までご相談ください。

Q 周南市に住んでいますが、市外の保育所に申込みをすることは可能ですか。

A. 可能です。保護者の仕事の都合などにより、他市町村の保育所へ入所できる広域入所という制度があります。

ただし、受け入れる市町村ごとに広域入所の基準がありますので、事前に周南市こども保育課にご相談ください。申込みは周南市で行っていただきます。

他市町村にお住まいの方で周南市の保育所を希望される場合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

Q 入園が内定した後に、辞退することはできますか。

A. 入園内定後の辞退があると、その園を希望していて入れなかったお子さまや入園に向けて準備を進めている施設等に大きな影響があります。とりあえず申込みをして、結果が分かってから安易に入園を辞退することはお控えください。保育の必要がなくなった等のやむを得ない場合は、速やかにお申し出ください。また、入園を辞退された場合は、利用保留通知書の発行は行いません。

Q 別の園に転園したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A. 新規の申込みと同様、転園希望月の前月初日までに申込書の提出が必要です。

ただし、育児休業中は、転園できません。

◇その他

Q 利用保留通知書が届いたのですが、その後も毎月申込みが必要ですか。

A. 一度申込みをすれば年度内は有効ですので、取り下げない限り再度申込みをする必要はありません。ただし、教育・保育給付認定の期間内に限ります。

翌年度 4 月以降も引き続き利用を希望する場合は、新規で申込みが必要ですのでご注意ください。

Q 今年の誕生日で 3 歳になるのですが、保育料は無料となりますか。

A. 保育所等の場合は、3 歳児クラスの年度から無償となります。(3 歳になった年の、翌年度 4 月分から。) ただし、副食費 (おかず代等) は無償ではありません。